

報道機関各位

建設業法に基づく監督処分（※）の実施について

下記の業者に対して、令和5年10月12日、建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分を行いましたので、お知らせします。

※監督処分は、指示処分、営業停止処分、許可の取消処分の3種類があり、指示処分は、法令違反や不適切な行為の是正のために具体的にとるべき措置を命ずるもの。

記

1 処分業者名

株式会社エステー建設（山形県天童市北目四丁目4番10号）
代表取締役 佐藤 栄治
許可番号 山形県知事許可（般－1）第100949号

2 処分内容（建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分）

再発防止のため、次の事項について必要な措置を講じ、措置内容を文書で報告すること。

- （1）今回の事件の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。
- （2）社内及び施工現場における安全管理体制の整備・強化を図ること。
- （3）建設工事の安全確保に関する関係法令を遵守すること。

3 処分根拠

建設業法第28条第1項（同項第3号に該当）

4 処分の原因となった事実

株式会社エステー建設は、令和4年12月15日、天童市内の舗装工事現場において、貨物自動車の荷台から道板を使用してドラグ・ショベル（バックホー）を降ろす際に、転倒、転落等による危険を防止するために必要な措置を講じなかったため、ドラグ・ショベルが横転し、ドラグ・ショベルを操縦していた作業員が死亡する事故を発生させた。

このことが労働安全衛生法に違反するとして、株式会社エステー建設及び同社代表取締役それぞれが山形簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受け、これが確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

問い合わせ先

担 当 村山総合支庁建設部建設総務課
課長 渡邊 勝 電話 023-621-8181
報道監 総務企画部長 工藤 明子